

令和元年度第 16 回定例会

八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	令和 2 年 1 月 15 日（水）	午前 9 時 30 分
場	所	八王子市役所 議会棟 4 階	第 3 ・ 第 4 委員会室

第 1 6 回定例会議事日程

- 1 日 時 令和 2 年 1 月 1 5 日 (水) 午前 9 時 3 0 分
 - 2 場 所 八王子市役所 議会棟 4 階 第 3 ・ 第 4 委員会室
 - 3 会議に付すべき事件
 - 第 1 第 5 8 号議案 八王子市立学校設置条例等の一部を改正する条例の設定依頼について
 - 第 2 第 5 9 号議案 いずみの森小中学校新築工事請負契約の変更に関する議案の調製依頼について
 - 第 3 第 6 0 号議案 いずみの森小中学校空調換気設備工事請負契約の変更に関する議案の調製依頼について
 - 4 報告事項
 - ・ スクールロイヤー及び学校心理士スーパーバイザーによる事業の実施について (教育総務課 ・ 指導課)
 - ・ 令和元年度文部科学大臣優秀教職員表彰の被表彰者の決定について (教職員課)
 - ・ 令和元年度東京都教育委員会職員表彰の被表彰者の決定について (教職員課)
 - ・ 草刈り作業中の軽自動車損傷事故に係る損害賠償の和解について (教職員課)
 - ・ 令和元年度 (2 0 1 9 年度) 青少年海外交流事業の実施結果について (生涯学習政策課)
 - ・ 令和 2 年成人式の実施結果について (生涯学習政策課)
-

出席者

教 育 長	安 間 英 潮
教育長職務代理者	柴 田 彩千子
委 員	笠 原 麻 里
委 員	伊 東 哲
委 員	川 島 弘 嗣

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	設 樂 恵
学校教育部指導担当部長	斉 藤 郁 央
学校給食施設整備担当課長	小 林 順 一
教 育 総 務 課 長	渡 邊 聡
学 校 教 育 政 策 課 長	橋 本 盛 重
学校複合施設整備課長	高 橋 健 司
施 設 管 理 課 長	松 土 和 広
保 健 給 食 課 長	田 倉 洋 一
教 育 支 援 課 長	山 田 光
指 導 課 長	大日向 由紀子
教 職 員 課 長	溝 部 和 祐
統 括 指 導 主 事	野 村 洋 介
統 括 指 導 主 事	上 野 和 広
生涯学習スポーツ部長	小 山 等
歴史文化構想担当課長	平 塚 裕 之
生涯学習政策課長	安 達 和 之
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	清 水 秀 樹
ス ポ ー ツ 施 設 管 理 課 長	佐 藤 晴 久
学 習 支 援 課 長	新 堀 信 晃
文 化 財 課 長	菅 野 匡 彦
こ ども 科 学 館 長	遠 藤 讓 一
図 書 館 部 長	佐 藤 宏
中 央 図 書 館 長	高 野 芳 崇

生涯学習センター図書館長
南大沢図書館長
川口図書館長
指導課指導主事
教育総務課主査
教育支援課主査
教職員課主査
生涯学習政策課主査
生涯学習政策課主任
教育総務課主事
教育総務課主事
教育総務課嘱託員

新納泰隆
中村東洋治
成田俊雄
鈴木崇央
長井優治
長田智久
尾下友里子
落合茂樹
柿木美穂
小山ちはる
池上光
古瀬村温美

【午前9時30分開会】

安間教育長 大変お待たせをいたしました。

本日の出席は5名でありますので、委員会は有効に成立をいたしました。

これより令和元年度第16回定例会を開会いたします。

本市では地球温暖化対策、省資源対策の一環として節電等に取り組んでおります。本定例会においても、照明の一部消灯を実施いたしておりますので御理解いただきますよう、お願いいたします。

本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は、柴田彩千子委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

なお、議事日程中、第59号議案及び第60号議案は一部内容変更が生じるおそれがあるため、事務局より取り下げたい旨の申し出がありましたので、そのようにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

また、本日の議事でございますが、第58号議案はいまだ意思形成過程のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 それでは、議事を進行いたします。

報告事項です。教育総務課及び指導課から報告をお願いします。

渡邊教育総務課長 スクールロイヤー及び学校心理士スーパーバイザーによる事業の実施について、長井主査より詳細を説明いたします。

長井教育総務課主査 それでは、説明をさせていただきます。お手元の報告事項資料の1、報告趣旨を御覧ください。昨年の8月30日に公表された八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会の調査部会による、いじめを許さないまち八王子条例第12条第4項に基づく調査報告書に示された、再発防止に向けた8つの提言に対する取組については、昨年11月13日の教育委員会第13回定例会で、学校に対する支援、子どもに対する支援の大きく2つの枠組みで取り組むことについて、報告をさせていただいたところです。

このたび、学校に対する支援の取組のうち、今年度新たに実施する2つの取組事業、スクールロイヤー制度の創設による法律相談等の実施と学校心理士スーパーバイザーによる相談体制の構築の詳細について御報告いたします。

まず、スクールロイヤー制度の創設による法律相談等の実施についてです。

スクールロイヤーとして就任していただく方は、東京三弁護士会多摩支部から推薦をいただいた日野・子どもと家族法律事務所に所属している木村真実弁護士です。事業の概要ですが、今年度については、法律相談といじめ予防研修の2つの柱で実施いたします。

まず、法律相談は、学校における指導範囲を超える対応困難な問題などに対し、法的な助言を行うものです。利用対象者は、小・中学校の校長、副校長、教員ですが、実際には学校の窓口となる校長を通じて利用していただく形になります。相談の内容は、いじめや問題行動、保護者対応及び地域の複合的な問題を想定しております。事業の開始は、今月の下旬を予定しています。

次に、もう一つの柱のいじめ予防研修は、小・中学校の校長、副校長、教員を対象に、スクールロイヤーによる、いじめを未然に防止するための法的な視点に基づいた研修を実施いたします。なお、今年度については、2月及び3月が校長や副校長の繁忙期となるため、小・中学校の教員全体のいじめ問題等への対応力や児童・生徒等への指導力の向上を図るため、日ごろから児童・生徒、保護者と直接対応する生活指導主任の教員を対象とした研修を指導課との合同により、2月7日に教育センターで実施する予定です。校長や副校長を対象とした研修は、来年度から実施していきたいと考えております。

次に、学校心理士スーパーバイザーによる相談体制の構築について、御説明いたします。こちらは、学校心理士スーパーバイザーの学校心理学の専門的知識と技能を活かし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの対応案件に対する指導、助言を行うことや個々のケースについて事例として還元するなど、各学校共通での対応支援を可能にするための相談体制を構築するものです。

学校心理士スーパーバイザーについて、氏名及び所属が未定となっておりますが、現在、学校心理士スーパーバイザーの業務を委託する候補者の最終の選定手続を進めているところでございます。

次に、事業の概要ですが、具体的な取組としては2点ございます。

1点目は、指導、助言を行うために、学校の対応事例をもとにした学校心理士スーパーバイザーによるスクールカウンセラー研修の実施です。これは、スクールカウンセラーが学校等における事件や事故等への対応事例について、グループワーク方式による研修を行い、対応についてスーパーバイザーから指導、助言を受ける内容となります。

実施日については、スクールカウンセラーの勤務する曜日に合わせ、月曜日勤務者の研修日、火曜日勤務者の研修日というように、曜日ごとの研修日を月曜日から金曜日までの各曜日に2回ずつ、年間で10回の研修を行います。今年度については今月中に1回実施し、年度中にもう一度実施する予定です。

2点目は、学校心理士スーパーバイザーを交えた個別のケース会議の実施です。こちらは、各学校において相談を必要とする学校が、相談日として指定されている日に相談の希望を出し、スーパーバイザーが該当校に訪問して、該当校のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー及び学校関係者を交えた協議を行うものとなっております。ここで実施された相談は、今後の対応に生かしていく情報として、対応記録を作成いたします。この個別のケース会議は、開催日を月1回設定し、年間で12回の実施を予定しております。初回の実施は、今年の4月を予定しております。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、教育総務課からの報告は終わりました。

本件について御質疑はございませんか。

伊東委員 スクールロイヤーに関してちょっとお伺いしたいのですが、2点ありまして、まず法律相談についてですが、学校の指導範囲を超える対応困難な問題というふうなお話がありましたけれども、例えば、具体的にどのような問題を想定されているのかということをお伺いしたいのが1点。

それから、いじめ予防研修に関してですが、今年度については、最初に教員の生活指導主任から研修をやるというようなお話なのですが、どちらかというと、このスクールロイヤーに関しては、個別の子ども生徒指導とかそういうことよりは、学校経営とか、対外的な関係とか、関係機関との連携とか、色々な対応を考えていく必要があると思うので、できれば校長先生の研修を先にやったほうが良いのではないかと、そう意見を持っているのですが、そのあたりについては

どうでしょうか。お伺いしたいと思います。

長井教育総務課主査 具体的な相談については、特に限定せずに行いたいとは思っているのですが、あくまでも生徒間、児童間でのトラブルとか、やはり今回、いじめを発端にということがあります。あとは、地域における問題につきましては、例えば、部活動で騒音がうるさいとか、近隣からそういった苦情も受けている、そういったところもあったりするようなので、地域の問題とか、あと、保護者とのトラブルとか、そういったところも対応できるような形での、ある程度幅広い対応を行っていくというような形で、こちらは相談を受けていきたいというふうに思っております。

もう1点の研修の対象を校長、副校長に先というお話をいただいた件についてなのですが、先ほどの御説明の中でもお話ししたところではあるのですが、2月、3月はなかなか校長先生、副校長先生がお忙しいというところで、できれば研修のほうを先に校長先生、副校長先生のほうに実施して、スクールロイヤー制度はこういった制度ですよとか、こういった形で御利用くださいというような御案内をしながら、実際にいじめの防止に向けた取組という形で周知をしていきたいなどは思っていたのですが、今回についてはなかなかそれが難しいということで、生活指導主任向けの研修ということで対応させていただいて、4月以降に改めて校長、副校長向けの研修を行いたいと考えております。

安間教育長 よろしゅうございますか。

1点目の話は、学校の指導範囲というのは、内容の問題ではなくて、方法も含めたという、そういう理解ですよ。だから、学校の指導範囲という、この内容はというような線引きの話があるけれども、内容が学校に関わるものであっても、その方法論で対応の枠を超える、そういう理解ですね。

2つ目のほうは、伊東委員のお話がありましたし、2月の小中校長連絡会でこれがどういう制度なのか、どういうものなのかという、その説明はされたいかがですか。

長井教育総務課主査 校長会に対しては、小学校の校長会のほうで、1月10日に御説明をさせていただきまして、概要については、ある程度御理解をいただいております。また、中学校の校長会についても、1月20日に今度御説明をさせていただく予定なのですが、改めてということで、そういったもう一步踏み込んだ形での御

利用についての御案内についても検討していきたいと思っております。

安間教育長 他に御質疑ございますか。

柴田委員 学校心理士スーパーバイザーについてお伺いしたいのですが、こちらは、資料のほうにア、イとあります。2名の方が就任される予定なのでしょうか。

あと、もう1点ですが、個別のケース会議の実施ですが、年間12回というふうに記載されていますが、例えば個別のケース会議を何回もやる必要がある案件がもしありましたら、1校に例えば3、4回というようなことになりましたら、希望の現場から出てくるケース会議の開催日数、年間12回に間に合わないという場合は、それ以上に対応可能なのでしょうか。

2点教えてください。

鈴木指導課指導主事 1点目の御質問に関してですが、今回、2名と記載させていただいているのは、今年度に行う研修に関しまして、今月1回と、それと年度内にもう1回予定をしております。そのため、2名として予定しております。次年度以降に関しましてはまだ検討中となりますので、人数に関しては決定ではありません。

2点目のケース会議の回数ですが、12回ということで、各校、この12回という回数が、先ほど各研修と同じように各曜日のスクールカウンセラーを対象としたものということで、月曜日から金曜日まで各曜日に2回ずつ、プラス2回で予定しております。そのため、1つの曜日のスクールカウンセラー対象の地域に対して、一応、現在のところ2回を予定しております。それ以降かかるケースに関しては、今後、検討の必要があるかと思っております。

上野統括指導主事 今の指導主事の質問に少し補足をさせていただきますと、こちらの報告書につきましては、ケース会議につきましては12回と書いてありますが、実際は12日伺う形になりますので、1日につき複数件対応が可能となります。そうしますと、もし、1日2回となれば24回となりますので、柴田委員がおっしゃられたように、3回、4回というところの対応につきましても十分対応可能となりますので、その都度学校から要請がありましたら、対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

安間教育長 基本的には決められているけれど、それはもうケースによって、重要で何度もやらなければいけなかったら、そこはやるという理解でよろしいですか。

他にございましょうか。よろしゅうございますか。

伊東委員 意見ですが、スクールロイヤー制度というのは、2020年度から文部科学省も特定の学校に入れてくるということで、非常に重要な役割を担う制度だと思えますけれども、その使い方をしっかりと、やはりせっかく八王子市として単独で入れるということですので、やっぱりこれを十分に活用できるように、こういった時に使えるのかとか、そういった説明とかガイダンスというのをしっかりしていただきたいなというふうに思います。

やっぱり、さっきの質問と関連しているのですけれども、教育委員会としてもある程度、例えば、いじめとか不登校とか保護者への対応、いわゆる理不尽な要求をしてくる保護者対応とか、ある程度想定をするようなものをちゃんと持っていていただきたいということと、それから学校への周知というのをしっかりやって、この制度を活用していただいて、いじめ問題等に対応していただくようお願いしたいと思えます。

安間教育長 重要なことでございます。

笠原委員 この制度の実施について御尽力いただいていること、とてもありがたいと思っています。

今、伊東先生もおっしゃいましたけれども、まずスクールロイヤーに関しましては、こういった問題がそこに持ち込まれるのか、現場の先生方が何に困っているのかということも、当然洗い出していかなければいけないと思うんですね。やはりこの専門家の弁護士さんとか、それから学校心理士スーパーバイザーもそうですけれども、専門家を招聘するということは、その時間を確保するということであって、いつでも呼んだら来てくれるということはないと思わないといけませんよ。ちゃんと契約をしなければいけないですから。ですから、やはり、この先生に何を願うのかということもきちんと、いずれちゃんと構築していかなければいけないと思うので、まず初年度は、いろいろなテーマが多分持ち込まれると思うので、そのデータも、どんな問題が持ち込まれてどんな問題には対応できたけれども、どんな問題には対応できなかったというようなことも、丁寧に報告していただく必要があるのではないかなと思っています。

先ほど柴田先生からお話がありましたけれども、12日というのは、その専門家の先生をキープする日程なので、その時間をどう使いたいかを教育委員会

のほうできちんとコーディネートしていくというのは、とても大事だろうと私も思います。

その時間をケース検討会にするのか、いやちょっと個別ケースですごく大変なのがあるから、これはちょっと特別に別な相談にするのかということも含めて、そういったこの1つの目的としては、オープンでスーパーバイザーの助言を受ける、つまり、ほかの人も聞いているところでスーパーバイザーを受けるというのは、聞いている人たちのトレーニングになるということもありますし、先生方、学校の現場の先生方が全員そんな心理士のスペシャリストになるわけでもない、法律のスペシャリストになるわけでもないはずの先生方が、良識や常識を増やしていくという場面だと思います。

一方で、でも、個別にどうしても、そんなみんなに聞いている場合ではないというようなケースも出てくるかと思うので、そういう比率ですとかニードの重さもぜひ検討していただきながら、1年目をスタートしていただけると良いのではないかと考えています。

以上です。

安間教育長　　ありがとうございます。

今、非常に重要な1年後のお話があったと思います。記録をしっかりとって、それでどのような事例でどういう対応をしたのか、その分析、来年の今ごろ、もう予定をしておいてください。

他にございましょうか。

報告事項でございますので、質問だけではなくて、質疑ですから、御意見も交えていただいて結構です。よろしゅうございますか。

それでは、改めまして、報告として承らせていただきます。

安間教育長　　続きまして、教職員課から報告をお願いいたします。

溝部教職員課長　　それでは、まず1点目でございます。令和元年度文部科学大臣優秀教職員表彰の被表彰者の決定につきまして、報告させていただきます。

令和2年1月6日に、令和元年度本表彰の被表彰者が発表されました。資料を御覧ください。

被表彰者に決定した者は、1、大和田小学校、村野佳顕主幹教諭。功績の内容は、

教科研究の推進でございます。

続いて、2、上柚木小学校、主幹教諭、槇田紀子先生でございます。功績の内容は、音楽科教育の推進でございます。

続いて、鑓水小学校、吉田裕介主幹教諭でございます。功績は、小中一貫教育の推進でございます。

続いて、第五中学校、中山恵施主幹教諭でございます。学校運営・社会科教育の推進でございます。

続いて、上柚木中学校、大西貴也教諭でございます。学校運営の推進でございます。

裏面を御覧ください。

表彰式につきましては、令和2年1月14日、東京大学で開催されました。

なお、本表彰につきましては、東京都教育委員会職員表彰を受賞している者から選ばれることになっており、今回表彰された5名につきましては、平成30年度の受賞者でございます。

報告は以上です。

安間教育長 只今、報告が終わりました。

本件について御質疑はございませんか。

伊東委員 御説明ありがとうございました。

表彰に関してどうこうということはないのですけれども、最後の大西貴也先生、教諭層でありながら学校運営に参画をされているという、そういう内容なのですが、例えばこの方、どのような学校運営をされているのかというのをちょっと伺いしたいと思います。

溝部教職員課長 すみません。ちょっと資料を持ってきていないもので。

上野統括指導主事 こちらの大西貴也教諭なのですけれども、数学科の教員ではあるのですが、昨年度の上柚木中学校の研究指定校の研究においては、研究主任として校内資料を全てまとめまして、先生方の研究授業のコーディネートですとか、あとはその講師の調整ですね。テーマとしましては、主体的・対話的で深い学びというところで、そこを若手の教員でありながら、中心となってベテラン層と若手層をつなぐなど、校内において非常に活躍をされていたということになりますので、今回このような形で表彰を受けたというふうに、私どもとしては受けとめております。

以上になります。

安間教育長 他にございましょうか。よろしゅうございますか。

私も、昨年この5人の方々、全て授業を見させていただきましたけれども、本当に八王子が誇れるような良い授業をやってくださいましたので、心からおめでとうと申し上げたいと思います。

安間教育長 それでは、引き続き教職員課から報告をお願いします。

溝部教職員課長 それでは、令和元年度東京都教育委員会職員表彰の被表彰者の決定について、御報告させていただきます。

令和元年12月12日に、東京都教育委員会職員表彰の被表彰者が発表されました。資料を御覧ください。

申し訳ございません。こちらも1点修正がございます。(3)番、古屋先生のところですが、主たる功績につきましては、特別支援教育の推進でございますので、申し訳ございません、訂正をお願いいたします。

それでは、順番に御説明いたします。

まず、管理職の表彰といたしまして、第三小学校、清水俊幸校長でございます。主たる功績は、学校経営でございます。

七国中学校、川島清美校長でございます。主たる功績は、学校経営、八王子市立中学校長会会長でございます。

続いて、管理職を除く45歳以上の教員として、七国小学校、今野美穂子主任教諭でございます。主たる功績は、英語教育の推進でございます。

続いて、管理職を除く在職6年未満の教員として、松が谷小学校教諭、古屋俊貴先生でございます。主たる功績は、特別支援教育の推進でございます。

続いて、団体表彰として、八王子市立第六中学校。主たる功績は、体力の向上でございます。

裏面を御覧ください。

表彰式につきましては、令和2年2月13日(木)午後3時30分から、都庁にて開催されます。

報告は以上です。

安間教育長 只今、報告が終わりました。

本件について御質疑はございませんか。

笠原委員 各先生方の功績について、本当に敬意を表するところですが、文言を教えてください。公立学校で学校経営というのは、どういうことを指すのでしょうか。

斉藤指導担当部長 今回の学校経営というようなことですが、もちろん校長ということですので、学校運営全てというようなことになりますので、教育課程を運営する責任者というような立場で行っているものというような考えで良いと思います。いわゆる、一般の会社の経営というようなことを考えた時に、トップとしてというふうに考えていただければ結構だと思います。

笠原委員 すみません。そうすると、収支の問題とかを、何かうまく利益を上げているみたいな評価がそもそもあるのかとか、こういう文言は、こういう表彰の時の型取りの表現としてあるものとしてあてはめているのか、学校運営ではなぜいけないのか教えていただければと思います。

斉藤指導担当部長 いわゆる、マネジメントの考え方というのが学校運営というようなことでも求められているところがございますので、そういったところで、学校経営というようなことだというようなことで認知されているものと考えていただければ結構だと思います。

安間教育長 他に御質疑はございませんか。よろしゅうございましょうか。

それでは、改めて、受賞された皆様方に敬意を表したいと思います。

安間教育長 続きまして、引き続き、教職員課から報告をお願いします。

溝部教職員課長 それでは、草刈り作業中の軽自動車損傷事故に係る損害賠償の和解につきまして、担当の尾下から説明いたします。

尾下教職員課主査 相手方Aと和解した内容について、御説明いたします。

和解内容としては、相手方Aに対し、金4万9,140円を支払うものでございます。また、相手方及び八王子市は、本件に関し、今後支払い金額を除き、一切の請求はしないものといたします。市の支払い額の内容は、相手方軽自動車の損傷した後部左側のガラス修繕費でございます。

経過を御説明します。令和元年9月3日、市立B学校の職員が、校舎西側の斜面で草刈り作業をしていたところ、刈払機の刃先が小石をはじき飛ばし、この小石が

斜面下の道路を走行していた相手方所有の軽自動車の後部左側のガラスに直撃し、同車に損傷を与えたものでございます。

令和元年12月12日、地方自治法第180条第1項に基づき市長により専決処分し、12月13日に示談が成立しており、損害賠償金は12月下旬に支払い済みでございます。

この事故は、本市職員が刈払機使用時に周囲の状況等の確認をおろそかにし、状況に応じた安全配慮を怠ったことにより起きた事故であり、相手方軽自動車の損傷した後部左側のガラス修理に係る損害を賠償することで、和解したものでございます。

被害に遭われた方には、心よりおわび申し上げます。

職員に文書による注意喚起を行ったところでございますが、刈払機使用時の安全対策を検討し講じるよう指導を徹底し、再発防止に努めてまいります。

報告は以上でございます。

安間教育長 只今、報告が終わりました。

本件について御質疑はございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、相手方の方に心よりおわび申し上げて、報告として承らせていただきます。

安間教育長 それでは、続きまして、生涯学習政策課から報告をお願いします。

安達生涯学習政策課長 それでは、令和元年度（2019年度）青少年海外交流事業の実施結果について、資料のとおり御報告いたします。

詳細は、今回、事務局職員として同行しました、柿木主任から説明いたします。

柿木生涯学習政策課主任 それでは、資料に沿って御説明いたします。

2、報告事項を御覧ください。令和元年12月26日から29日までの3泊4日で、台湾高雄市に中学生男女16名を含む、計23名で訪問しました。

（4）主な内容ですが、事前学習として、11月30日にTOKYO GLOBAL GATEWAY、東京都英語村にて英会話の研修を行い、12月7日には結団式のほか、簡単な中国語の学習を行いました。12月26日に出発し、27日と28日の二日間、高雄市七賢中学校を訪問し、バスケットボールの親善試合を行ったほか、学校交流を行いました。七賢中学校は、男子、女子ともにバスケットボー

ル優良校として各賞を得ている、台湾における強豪校の1つとのことでした。試合結果ですが、1日目の27日は、男子が37対58、女子が32対59で、いずれも七賢中学校の勝利。そして、翌28日は、男子が66対37、女子が61対45で、いずれも八王子チームが勝利しました。

27日の親善試合終了後には、親善試合と一緒にプレーした七賢中学校の生徒の皆様と学校給食を食べ、その後、授業に参加し、英語に身ぶり手ぶりを加えて、積極的にコミュニケーションを図り、交流を深めました。

家庭科の授業では、調理室で一緒にタピオカミルクティーと油で揚げた台湾のお菓子を作ったほか、美術科の授業では、台湾の伝統的モチーフの客家花布を使って、自分の名前を入れた作品を作りました。

また、この日は、七賢中学校の創立50周年記念行事として、全校綱引き大会が行われており、八王子市の生徒も特別に参加させていただきました。

交流の様子は、裏面の写真を御覧ください。

当初、通訳に頼っていた生徒たちは、交流試合や授業交流を通して、七賢中学校の生徒と次第に打ち解け合い、後半になると積極的に交流するようになり、連絡先を交換する姿もありました。もっと英語を話せるようにしておけばよかった、言葉が通じたらもっと楽しいと思った、別れるのが悲しいなどの感想がありました。

最後に、(5)パネル展の開催についてですが、明日1月16日から1月20日まで、エスフォルタアリーナ八王子で、また、1月28日から2月2日まで、八王子駅南口総合事務所多目的スペースにて行いますので、ぜひお立ち寄りください。

説明は以上でございます。

安間教育長 報告が終わりました。

本件について御質疑はございませんか。

伊東委員 こういう交流事業みたいなのは大切だなというふうに思いました。毎回、色々な意見を言わせていただいているんですけども、これは希望なんですけれども、TOKYO GLOBAL GATEWAYで英語の学習をされるのは、これは全然問題ない、良いことだと思うのですが、東京都教育委員会でも、海外に派遣する、例えば次世代リーダー育成道場とか、そういった生徒たちに対して必ずやることは、自国の文化とかそういったこと、あるいはこちらで言えば八王子市の歴史とか、そういったことをしっかり言葉として語れるような事前学習をかなり小まめ

にやっていると思います。歴史学習もかなりやったり、歌舞伎を見たり、芸術や文化のことについても語れるようにしているわけなのですが、せっかく子どもたち同士の交流ということで、もちろん英語がしゃべれることはとても良いことだと思いますけれども、では何をしゃべるかという、その語るものをやはり子どもたちに与えて海外に派遣をさせていくという、そういうことが必要だと思いますので、事前学習の中で、八王子市の歴史とか八王子市の特色とか、あるいは日本の文化の特色とか、そういったものを、もし、例えば英語でしゃべるんだったら何ていうふうに言うんだとか、そういった学習を今後の事前学習の中のカリキュラムの一つとして入れ込んでいただけるような御検討をしていただけると、ありがたいかなというふうに。

以上でございます。

安間教育長 ありがとうございます。

他にございましょうか。

柴田委員 参加をした中学生16名にとっては、一生の貴重な体験になったことと思います。

1点教えていただきたいのですが、パネル展のことなのですが、こういったパネル展をエスフォルタアリーナと南口の総合事務所で開催していただいて、多くの市民の方の目に触れるということは、とても良い事業だと思います。

このパネル展の内容なのですが、写真を展示するというもののほかに、どういったものを展示するのでしょうか。例えば、中学生の今回の研修を終えての所感であるとか、学んだこととか、そういったこともパネル展の中には含まれているのでしょうか、

安達生涯学習政策課長 パネル展では、今、準備しているのはやはり写真を中心として、その写真を説明する言葉を添えていると。その後、生徒の感想は、冊子その後に作る予定で考えております。ちょっとパネル展には間に合わないというような状況でございます。

柴田委員 時間的な都合もあるとは思いますが、一言でもどんなことを学んできたのかという中学生の感想を、本当に一言で良いと思いますので、そういうことも、ぜひ写真と一緒にいただくと、御覧になる方もこういう事業の意義というものを理解していただけるとと思いますし、同じ年代の子どもたちにとっても

良い学びの機会になるのではないかと思いますので、希望したいと思います。

安間教育長 ありがとうございます。

他にございましょうか。よろしゅうございませうか。

只今、伊東委員、柴田委員から出た意見というのは来年度以降検討してください。図書館部と合体した事業を考えているのですよね。海外交流のところで、非常に参考になる御意見なのだろうなというふうに思います。ぜひ、この交流のところで日本文化の紹介の時間を向こうにとっていただいて、それで、20分ぐらいこちらがプレゼンする。同時に、向こうの子も英語を使って高雄市の紹介などをしてもらって、それを受けて、帰ってきた子どもたちが高雄市を自分で紹介、行ってみたらこんな感じでしたと紹介するなんていう。そういう循環が起きると、本当の交流になるのだろうなというふうに思いますから、ぜひそんなことを構想してみてください。

それと同時に、こういう事業というのは、やるのが目的になってしまうのだけれども、改めてその成果についての話が出てきたとか、例えば、T O K Y O G L O B A L G A T E W A Yは入れたほうが良いだろうということで入れた。では、これを事前研修として入れたことによって、どんな効果が出たのかという、そういったことを、ちょっと注意しながら情報を集めていくと良いのではないかなというふうに思います。

参加した16人の子どもたちは、中学2年生でしたよね。

安達生涯学習政策課長 1人だけ中学1年生です。

安間教育長 1年生ね。ということは来年もいるわけで、例えば、学力調査などで、国際理解の項目、その16人だけ取り出してみると全体と比べてこうだとか、結果が出なくても良いのですよ。あらゆる方法で、その成果というのはどうやったら見られるかというのは、ちょっと工夫してみたほうが良いのではないかなというふうに思います。

ぜひ、今回のこの経験とまた意見を取り入れて、来年度以降、八王子市の国際交流事業はかなりのものだと言えるようなものに、ぜひ構想してください。

それでは、報告として承らせていただきます。

安間教育長 引き続き、生涯学習政策課から報告をお願いします。

安達生涯学習政策課長 それでは、令和2年成人式の実施結果について。先日、令和

2年1月13日、成人の日に、オリンパスホール八王子にて成人式を実施いたしましたので、資料のとおり御報告いたします。

詳細は、落合主査から説明いたします。

落合生涯学習政策課主査　それでは、資料を御覧ください。

日時は、令和2年1月13日（月）、成人の日。会場はオリンパスホール八王子にて、第1回が10時から11時まで、第2回が12時30分から13時30分まで行いました。当日は大きなトラブルなどもなく、おおむね順調に進行いたしました。

内容についてですが、式典の部としまして、国歌・市歌斉唱を東京都立八王子東高等学校コーラス部が行いました。新成人のこたばにつきましては、第1回が2名、第2回が3名、計5名が新成人として夢や熱き思いを主張していただきました。アトラクションの部では、本市出身でタレントのヒロミ氏によるビデオメッセージを上映しました。

また、八王子学園八王子高等学校吹奏楽部によります「八学B e e e e t！！」、「アラジン成人式メドレー」、「あっぱれ八王子」の3曲の演奏が行われまして、会場を盛り上げていただきました。

参加者数ですが、合計3,662人で、過去5年間の中でも最大の参加者数となりました。内訳としまして、第1回が1,827人、第2回が1,835人と、ほぼ同数でございました。

裏面を御覧ください。実施体制となります。公募により9名で構成された成人式実行委員会が、昨年の6月から直前の1月まで、計8回にわたって会議を開催し、当日のプログラムやアトラクションの内容について検討していただきました。成人式当日は、7名によりまして司会進行などの分担をして、運営を担いました。

また、今年も、小学校4年生によります2分の1成人式を実施した市内小学校に御協力いただきまして、13校からいただいた新成人を祝福した装飾作品を掲示させていただきました。

最後に、パネル展についてですが、令和2年1月28日（火）から2月2日（日）まで、八王子駅南口総合事務所多目的スペースにて開催いたしますので、ぜひお立ち寄りいただければと思います。

説明は以上となります。

安間教育長　　只今、報告が終わりました。

本件に関する御質疑をいただきたいと思います。いかがでしょうか。御感想等でも結構です。

川島委員　　成人式に参加させていただきました。午前も午後も両方とも出席させていただいたのですが、すごく良い式になったかなと思います。なかなか報道ですとかテレビとかでやっている地域のものを見ると、大分厳しいのかなと思いつつも見ていましたが、思ったよりも参加者はしっかり参加できたなと思っています。最初は大分ざわざわしていたのが、国歌斉唱でちゃんときれいになり、これは良かったなとすごくほっとしたところです。

また、うれしかったのは、実行委員の方や、自ら応募した成人のことばの発表者の方がすごく自主的に楽しそうにやっているということを知れて、若い方でもこういう立派な子がいっぱいいるのだなということを知ったという機会にもなったので、すごく心が温かくなったのです。

あとは、やっぱり八王子学園吹奏楽部の演奏ですか、あれはもう見事の一言で、すごく楽しい取組で、また来年も見たいなと思いました。また呼んでください。ありがとうございました。

安間教育長　　ありがとうございます。

他にございましょうか。

笠原委員　　会に出席できなくて、とても残念に思っておりました。すばらしい会だったのかなと、とてもうれしく思います。

1点、ちょっと質問なのですがけれども、二十歳になられる方たちの中に、例えば重たい障害のある方とか、車椅子で参加できた方もいらっしゃると思いますが、寝たきりの方や来られなかった方もいらっしゃると思うのですが、そういう方々への何らかのアプローチや配慮はあったのか、どのようなことがあるのか伺えればと思います。

安達生涯学習政策課長　　会場には原則保護者の方は入れないことにしており、新成人のみの入場を認めているのですがけれども、介護が必要な方につきましては、1名認めております。

そして、車椅子の方は車椅子用のスペースを用意し、介助者は付き添いができる。また、車椅子でなく、介護が必要な障害のある方につきましては、後方に席を

御用意して、先日も、後半では6組ぐらいの方が入ってお祝いさせていただいたということで、状況によってはすぐ退室できるような場所でもありますので、そういうところで参加していただいています。

また、あとファミリールームもありまして、場合によっては赤ちゃんを連れて参加される方もいますので、そこではある程度音が出てもほかの方には迷惑がかからないような、そういう配慮をした形をとっております。

安間教育長　　今のお話だと来られる方への配慮ですよ。笠原委員は、では、病院にいる方はどうするんだと。そういうことを考えて、2年後、二十歳を祝う会に変わりますよね。このままずっと同じ形でというのではなくて、それを機に、やり方を工夫することを考えてみてください。

よろしゅうございますか。

それでは、報告として承らせていただきたいと思います。

安間教育長　　これで、公開の審議は終わりますが、委員の方から何かございましょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長　　それでは、ここで暫時休憩にいたします。なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は御退席をお願いしたいと思います。

それでは、再開は10時半とさせていただきます。

【午前10時20分閉会】